

当事業所のご案内

事業所の特徴

当事業所には、常勤のケアマネージャー（介護支援専門員）が5名おります。皆、看護師、介護福祉士の有資格者です。相談窓口は迅速かつ円滑に対応できる体制づくりをしております。



事業所の様子

会社の入り口より2階へ上がり、一番奥の部屋が「ラブネット介護相談所」です。

事務所

和気あいあいしながらもスタッフ一丸となり、利用者様がより良い生活が送れるように日々頑張っております！



相談室

事務所より少し離れた位置にあるので、落ち着いたゆっくと相談等ができます♪



会議室

週に1度は、皆で会議を行い、進捗状況を把握しています。また、ICTを導入をしてオンライン会議にも対応しています♪



サービス開始までの流れ



サービスを利用するためには、「要介護認定」が必要になります。その流れは・・・

手順①

要介護（要支援）認定の申請をします。
※ケアマネージャーが代理申請することもできます！

手順②

認定調査が行われます。
市町村の職員が訪問し、ご本人・ご家族などから聞き取り調査をします。

手順③

審査・判定されます。
一次判定のコンピュータ判定と医師意見書に基づき判定されます。その後、二次判定では介護認定審査会にて総合的に審査されます。

手順④

認定結果が通知されます。
審査結果に基づいて、
・要介護1～5→介護保険サービスが受けられます。
・要支援1・2→介護予防サービスが受けられます。
・非該当→地域支援事業、介護予防事業が利用できます。

手順⑤

ケアプラン作成を依頼。
依頼する居宅介護支援事業所を決め、市町村へ依頼書を提出します。

手順⑥

ケアプランの作成。
決めた居宅介護支援事業所が利用者様の現状把握、利用するサービス事業所との調整を行いケアプランを作成します。

手順⑥

サービス事業者と契約。
利用するサービスの事業所と契約をします。

◎介護サービスの提供が始まります♪



このサービス開始までにかかる**費用の負担はありません！**
お気軽にお問合せ、ご相談ください♪



在宅サービス紹介

- ◆訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ◆訪問入浴介護
- ◆訪問看護
- ◆訪問リハビリテーション
- ◆通所介護（デイサービス）
- ◆通所リハビリテーション（デイケア）
- ◆短期入所生活介護（ショートステイ）
- ◆単金入所療養介護
- ◆認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ◆福祉用具貸与

※赤文字のサービスは、ラブネットサービス㈱でも提供しております♪